

佛教大学附属図書館グループ学習室利用規約

この利用規約は「佛教大学附属図書館利用規程」第 8 条に基づき、佛教大学附属図書館 3 階に設置するグループ学習室の利用について定めるものである。

第 1 条 グループ学習室の利用にあたっては、「佛教大学附属図書館利用規程」第 24 条第 1 号から第 6 号に定める規律を遵守し、利用するものとする。なお、この規律に違反した者は、同規程第 25 条により利用を禁止するものとする。

第 2 条 グループ学習室の利用は、図書館資料を利用した学習、授業にのみ許可する。但し、春学期および秋学期定期試験の 1 週間前から終了日当日までは、一般閲覧室として開放するものとする。

第 3 条 グループ学習室の利用対象者を次のとおりとする。なお、利用にあたっては 1 室につき最低 3 名以上とする。

- (1) 佛教大学の学部生、大学院生（通学課程・通信教育課程）
- (2) 佛教大学の研究員、研究生
- (3) 佛教大学の専任教員
- (4) 佛教大学の事務職員
- (5) 佛教大学の非常勤講師

2. 本学の専任教員、事務職員が同席する場合のみ、学外者の利用を認めるものとする。

第 4 条 グループ学習室の利用時間は次のとおりとする。

- (1) 開館日の午前 9 時から閉館時間の 10 分前までとする。
- (2) 利用時間は 1 回につき 3 時間以内とし、原則として継続した利用は認めないものとする。但し、学習室に予約のない場合は、更新手続きにより、継続して使用することを認めるものとする。
- (3) 利用時間については、1 ヶ月前から予約することができる。（但し、専任教員、非常勤講師の授業での利用を除く。）利用開始時間を 1 時間過ぎて利用がない場合は、予約は自動的に解消されるものとする。

第 5 条 グループ学習室の利用手続きは、図書館 1 階総合カウンターにおいて、所定の申込書により申請するものとする。

第 6 条 グループ学習室の開錠、窓の開錠および照明器具、空調設備の電源の管理は、利用申込書の利用責任者が行うものとする。なお、鍵の受渡しについては、図書館 1 階総合カウンターにおいて行い、受渡しの際に利用者証を係員に提示するものとする。

第 7 条 グループ学習室の利用において、施設、設備等を汚損、破損した場合は、利用責任者は速やかに総合カウンターに報告するものとする。

附 則

第 1 条 本利用規約は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 本利用規約は、平成 28 年 7 月 1 日から改正施行する。

第 3 条 本利用規約は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。